

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
まで	入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 三〇五番一地先から同郡同町大 字藤久保字俣埜三〇五番一地先	区 間
一〇・二五 一・二・二〇	七・七五 九・七〇	敷地の幅員 (メートル)
八六・二一		延長 (メートル)
る。	歩道整備事業によ	備 考